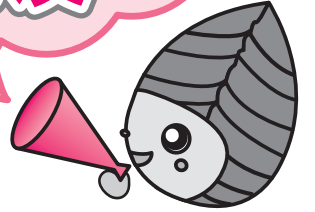


子育て支援!!



🌸 子どもの育ち何でも相談

言葉の遅れやコミュニケーションの心配など、育児の悩みを臨床心理士に相談できます。

とき 6月26日(金)午前10時30分～正午

ところ 児童センター内

相談員 臨床心理士 松本敬子氏
 ※当日受付

🌸 なかよし広場

●ビニール袋を使ってきらきら風船を作りますよ!

とき 6月11日(木)午前11時

●七夕飾りを作りますよ!

とき 6月25日(木)午前11時

ところ 児童センター多目的ホール

対象 就園前の子どもと保護者

持ち物 クレパスまたはサインペン、のり、セロハンテープ、新聞紙1枚

※当日受付

※駐車スペースには限りがありますので、ご協力をお願いします。

★ 父の日のプレゼントを作ろう!

お父さんの似顔絵を描いたプレートキーホルダーを作りますよ。

とき 6月20日(土)午後2時～3時

ところ 児童センター児童クラブ兼工作室

定員 小学生先着10名

参加費 無料

持ち物 筆記用具

受付開始 6月13日(土)午前10時

★ 体力アップチャレンジ ミニゲーム大会

とき 6月27日(土)午前11時～11時40分

ところ 児童センター多目的ホール

定員 小学生先着10名

参加費 無料

持ち物 動きやすい服装、汗拭きタオル

受付開始 6月20日(土)午前10時

👉👉までの問合せ先
 児童センター

(総合福祉センター3階)
 ☎(441)1781

※小学生未満のお子さんは保護者の方が必ず付き添ってください。

新型コロナウイルス感染症の影響による子どもに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、学校が休業等になったり、テレワークによる在宅勤務で家族の皆さんが自宅で過ごす時間が増えていることと思います。

そのよつな中、家族や親子関係、子育てに関することなど心配や悩みを抱え込んでいませんか。一人で抱え込まず相談してください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日除く)

相談方法 電話または窓口へお越しください。

問合せ先 子ども家庭総合支援拠点 役場 子育て支援課内
 内線141・1888

🌸 はるっこルーム

親子連れ優先のスペースです。親子で遊びを楽しみましょう。

とき 月～金曜 午前10時～午後3時 ※出入り自由

ところ 児童センター 遊戯室

🌸 ちびはるルーム

0歳児専用のスペースです。親子でゆったりと過ごせます。

とき 6月4日(木)・10・24日

(水)午前10時～午後2時
 ※出入り自由

ところ 児童センター 集会室

県立特別支援学校の 体験入学等

県教育委員会では、来年度に小・中・高等学校に入学予定で、障害があると思われるお子さんとその保護者の方を対象に、特別支援学校の様子を知らせていただくための体験入学等を実施します。

●知的な発達に遅れのある お子さん

体験入学(小学部) 9月17日(木)
※予備日 9月24日(木)

●予備日 9月24日(木)

体験入学(小学部) 9月24日(木)
※予備日 9月24日(木)

●予備日 9月24日(木)

体験入学(小学部) 9月24日(木)
※予備日 9月24日(木)

●予備日 9月24日(木)

体験入学(小学部) 9月24日(木)
※予備日 9月24日(木)

●予備日 9月24日(木)

体験入学(小学部) 9月24日(木)
※予備日 9月24日(木)

●予備日 9月24日(木)

体験入学(小学部) 9月24日(木)
※予備日 9月24日(木)

●予備日 9月24日(木)

体験入学(小学部) 9月24日(木)
※予備日 9月24日(木)

☎05886(45)60000

申込・問合せ先 体験入学を希望する学校へ直接お問合せください。

※体験入学日以外の日にも随時相談に応じています。お気軽にお問合せください。

ファミリー・サポート・センターからのお知らせ

子どもの送迎・預かりをお願いしてみませんか。

対象 生後6カ月から小学6年生までの子どもがいる大治町内、あま市内在住・在勤の方
※登録説明会に参加が必要
※ただ今、説明会を中止させていただきます。

ご希望の方は事務局へお問合せください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
☎(462)0150

児童手当について

中学校修了までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。

支給月額(子ども1人当たり)

- ・3歳未満 1万5,000円
- ・3歳以上小学校修了まで 1万円(第3子以降は1万5,000円)
- ・中学生 1万円

●児童手当の所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

- ※所得が限度額を超過する方は、特例給付として5,000円を支給します。
- ※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、表の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額
- ※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

●現況届のお知らせ

現在、児童手当を受給している方は、受給資格更新のため、「現況届」の提出が必要です。6月上旬に書類を送付しますので、6月30日(火)までに提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受給することができません。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166